

藤岡市建築確認申請等事務について

令和7年4月1日現在

群馬県 (高崎土木事務所建築係)	建築物	建築基準法 第6条 第1項	第1号 ○特殊建築物で、延べ面積が200㎡を超えるもの 第2号 ○本市が扱う建築物を除く
	工作物	建築基準法 施行令 第138条 第1項	第1号、第3号、第5号のうち 藤岡市が行う※印の工作物以外の工作物 第2号 高さ15mを超えるRC造柱、鉄柱等 第4号 高さ8mを超える高架水槽、物見塔等
		同 第2項	昇降機、ウォーターシュート、観覧車等の工作物
		同 第3項	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物
	建築物	建築基準法 第6条 第1項	第2号 ○木造の建築物(地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く) 第3号 都市計画区域内における下記の建築物 ○階数が1、延べ面積200㎡以下 注1 第3号建築物は、都市計画区域外においては建築確認申請が不要だが、土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築するときは、建築確認申請が必要です。(土砂災害防止法第24条) 注2 法律、命令及び県条例の規定により群馬県知事の許可を必要とするものの審査事務は、高崎土木事務所建築係です。(施行令第148条第1項)
藤岡市	工作物	建築基準法 施行令 第138条 第1項	※ 第1号、第3号、第5号の工作物のうち、次に掲げる工作物 第1号 高さ6mを超え10m以下の煙突 第3号 高さ4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔 第5号 高さ2mを超え3m以下の擁壁